

改

正

後

個⑥032-3 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書（所得税法施行令第 185 条第 2 項又は第 186 条第 2 項に基づき計算する場合）【本表】

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書
(所得税法施行令第 185 条第 2 項又は第 186 条第 2 項に基づき計算する場合)

住 所		フリガナ 氏 名	
-----	--	-------------	--

1 保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	平成 _____ 年	年金の支払総額(見込額)に占める保険料又は掛金の総額の割合	④	%
年金の残存期間等 (別表 1 により求めた年数)	②	_____ 年	当該年金に係る権利について相続税法第 24 条の規定により評価された額	⑤	
年金の支払総額(見込額) (別表 1 により計算した金額)	③		相続税評価割合 (⑤ ÷ ③)	⑥	%

2 所得金額の計算の基礎となる事項

相続税評価割合に応じた割合 (なおまにより求めた割合)	⑦	%
(③ × ⑦)	⑧	円
別表 3 により計算した単位数	⑨	単位
1 単位当たりの金額 (⑧ ÷ ⑨)	⑩	円

(表) 相続税評価割合 (⑥の割合) に応じた割合

相続税評価割合	⑦の割合	相続税評価割合	⑦の割合
50%以下	100%	80%超～83%	17%
50%超～55%	45%	83%超～86%	14%
55%超～60%	40%	86%超～89%	11%
60%超～65%	35%	89%超～92%	8%
65%超～70%	30%	92%超～95%	5%
70%超～75%	25%	95%超～98%	2%
75%超～80%	20%	98%超	0%

3 各年分の雑所得の金額の計算

区 分		⑥が 50%超の場合	⑥が 50%以下の場合
申告を行う年分	⑪	平成	平成
(⑪ - ① + 1) (注 1)	⑫		
単位数 (⑫ - 1) (注 2)	⑬	単位	単位
支払年金対応額 (⑬ × ⑩)	⑭	円	円
(注 3) 年金が月払等の場合	⑮		
剰余金等の金額	⑯		
総 収 入 金 額 (⑭又は⑮) + ⑯	⑰		
必要経費の額 (⑭又は⑮) × ④ (注 4)	⑱		
雑 所 得 の 金 額 (⑰ - ⑱)	⑲		

(注 1)
「⑪ - ① + 1」が②の年数を超える場合は、②の年数を書きます。

(注 2)
「⑫ - 1」が、別表 3 の「特定期間年数」を超える場合には、別表 3 の「特定期間年数」を書きます。

(注 3)
⑥が 50%以下の場合で、「⑫ - 1」が、別表 3 の「特定期間年数」を超える場合には、⑮ × ⑬で計算した金額から 1 円を控除した金額を書きます。
⑮の金額が、各年に支払いを受ける年金額を超える場合は、別表 4 により計算した金額を書きます。

(注 4)
「⑪ - ① + 1」が、②の年数を超える場合は、「0」と書きます。
また、⑮の金額の記載がある場合には、別紙の書き方を参照してください。

改

正

前

個⑥032-3 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書（所得税法施行令第 185 条第 2 項又は第 186 条第 2 項に基づき計算する場合）【本表】

(新 設)

改

正

後

個⑥032－3 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書（所得税法施行令第 185 条第 2 項又は第 186 条第 2 項に基づき計算する場合）【別表】

【別表 1】 本表②及び本表③の年数等

	年 数	
年金の残存期間	a	_____年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に応じた別表 2 により求めた年数	b	(____歳)⇒_____年
保証残存期間	c	_____年

○ 上の a から c の記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

	本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
a のみ記載がある場合（確定年金）	a の年数	年金の支払総額（見込額）
b のみ記載がある場合（終身年金）	b の年数	
a と b に記載がある場合（有期年金）	a と b のいずれか短い年数	
b と c に記載がある場合（特定終身年金）	b と c のいずれか長い年数	年金の支払総額（見込額）
a・b・c のいずれにも記載がある場合（特定有期年金）		年金の支払総額（見込額）

【別表 2】 b の年数

b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数		b の年齢	b の年齢に応じた年数	
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
21	54	60	36	40	45	51	26	31	66	14	18	81	6	7
22	53	59	37	39	44	52	25	30	67	14	17	82	5	7
23	52	58	38	38	43	53	25	29	68	13	16	83	5	6
24	51	57	39	37	42	54	24	28	69	12	15	84	4	6
25	50	56	40	36	41	55	23	27	70	12	14	85	4	5
26	50	55	41	35	40	56	22	26	71	11	14	86	4	5
27	49	54	42	34	39	57	21	25	72	10	13	87	4	4
28	48	53	43	33	38	58	20	25	73	10	12	88	3	4
29	47	52	44	32	37	59	20	24	74	9	11	89	3	4
30	46	51	45	32	36	60	19	23	75	8	11	90	3	3
31	45	50	46	31	36	61	18	22	76	8	10	91	3	3
32	44	49	47	30	35	62	17	21	77	7	9	92	2	3
33	43	48	48	29	34	63	17	20	78	7	9	93	2	3
34	42	47	49	28	33	64	16	19	79	6	8	94	2	2
35	41	46	50	27	32	65	15	18	80	6	8	95	2	2

【別表 3】 本表⑨の単位数

○ 本表⑥が 50%超である場合

②の年数 ②の年数 単位数

{ _____ 年 × (_____ 年 - 1) } ÷ 2 = _____

○ 本表⑥が 50%以下である場合

②の年数 ②の年数 単位数

_____ 年 × _____ 年 = _____

【特定期間算出割合】

相続税評価割合（本表⑥）	特定期間算出割合
～10%	20%
10%超～20%	40%
20%超～30%	60%
30%超～40%	80%
40%超～50%	100%

【別表 4】 本表⑭の金額

各年の年金支払額	1 単位当たりの金額（本表⑨の金額）	単位数（A÷B）（注）	本表⑭に記載する金額（B×C）
A	B	C	円

(注) 小数点以下切捨て。小数点以下の端数が生じないときは、「A÷B－1」を記載します。

改

正

前

個⑥032－3 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書（所得税法施行令第 185 条第 2 項又は第 186 条第 2 項に基づき計算する場合）【別表】

(新 設)

改 正 後	改 正 前
個⑥032-3 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書（所得税法施行令第 185 条第 2 項又は第 186 条第 2 項に基づき計算する場合）【書き方】	個⑥032-3 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書（所得税法施行令第 185 条第 2 項又は第 186 条第 2 項に基づき計算する場合）【書き方】
書 き 方 1 この計算書は、次の相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（旧相続税法対象年金を除く。）に係る雑所得のある方が、所得税法施行令第 185 条第 2 項又は第 186 条第 2 項に基づき、平成 23 年分以後の雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出する場合に使用します。 イ 相続等の時において年金の支払事由が発生しているもの (イ) 平成 23 年 4 月 1 日以後の相続等により取得したもの (ロ) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に締結された生命保険契約等で、平成 23 年 3 月 31 日までの間に相続等により取得したもの ロ 相続等の時において年金の支払事由が発生していないもの 平成 22 年 4 月 1 日以後の相続等により取得したもの ※ 「旧相続税法対象年金」とは、その年金に係る権利につき平成 22 年度改正前の旧相続税法第 24 条の規定の適用があるものをいいます。 2 この計算書の本表及び別表は、次により記載してください。 また、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を複数受けている方は、その年金ごとにこの計算書を作成してください。 【計算書（本表）】 (1) 「1 保険契約等に関する事項」欄 イ 「①」欄は、あなたが最初に年金の支払を受けた日の属する年を書きます。 ロ 「②」欄は、別表 1 により求めた年金の残存期間等を書きます。 ハ 「③」欄は、別表 1 により計算した年金の支払総額（見込額）を書きます。 ニ 「④」欄は、年金支払総額(注)に占める保険料又は掛金の総額の割合を書きます。 なお、小数点以下 2 位まで算出し、3 位以下を切り上げます。 (注) 年金支払総額は、すでに被相続人等の方が支払を受けた年金の額も含まれます。したがって、被相続人の方が支払を受けていた年金をあなたが相続して支払を受ける場合には、③の金額と異なることとなります。 ホ 「⑤」欄は、当該年金に係る権利について相続税法第 24 条の規定により評価された額を書きます。 ヘ 「⑥」欄は、③欄の年金支払総額(見込額)の金額に占める⑤欄の割合を書きます。 なお、小数点以下 2 位まで算出し、3 位以下を切り上げます。 (2) 「2 所得金額の計算の基礎となる事項」欄 イ 「⑦」欄は、「(表)相続税評価割合（⑥の割合）に応じた割合」により求めた割合を書きます。 ロ 「⑧」欄は、別表 3 により計算した単位数を書きます。 ハ 「⑨」欄は、小数点以下を切り捨てます。 (3) 「3 各年分の雑所得の金額の計算」欄 イ 「⑩」欄は、年金の支払が月払等で行われている場合にのみ使用します。 具体的には、⑥の割合に応じ、次により計算した金額を書きます。 (i) ⑥の割合が、50%超である場合 ・ 年金の受給が終了する年以外の年 ……「⑪-⑩×（1 年間の支払回数-最初に年金の支払を受けた年の支払回数）／1 年間の支払回数」 ただし、「⑪-①+1」が②の年数を超える年以後、年金の受給が終了する年の前年までは、「⑬の金額」を書きます。 ・ 年金の受給が終了した年 ……「⑬×（その年の支払回数／1 年間の支払回数）」 (ii) ⑥の割合が、50%以下である場合 ・ ③の単位数が最初に本表(注 2)の上限と同じになる年（「特定期間終了年」）までの年 ……「(i)で計算した金額」 ・ 特定期間終了年後、年金の受給が終了する年の前年まで ……「⑬の金額」 ・ 年金の受給が終了した年 ……「⑬×（その年の支払回数／1 年間の支払回数）」 ロ 「⑭」欄は、⑬に金額の記載がある場合には、次により計算した金額を書きます。 ・ 「⑪-①」が、②に満たない年 ……「⑬×④」 ・ 「⑪-①」が、②と同じで、かつ、その後も継続して年金の支払を受けることとなる年 ……「⑬×④×（1 年間の支払回数-最初に年金の支払を受けた年の支払回数）／1 年間の支払回数」 ・ 「⑪-①」が、②と同じで、かつ、年金の支払が終了した年 ……「⑬×④」 ・ 「⑪-①」が、②を超える年 ……「0」 ハ 「⑮」欄及び「⑯」欄は、「⑪」欄と「⑭」欄の両方に記載がある場合には、「⑮」欄の金額を基に計算を行います。 なお、「⑮」欄の金額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げます。 (注) 年金の支払開始日以後に分配を受ける剰余金又は制限を受ける割戻金(以下「剰余金等」といいます。)の額は、年金の額とは別に各種の計算をすることとされていますが、各年に支払を受ける金額について、年金の額と剰余金等の額を区分できないときは、年金の額と剰余金等の額を含めて各種の計算をして差し支えありません。 【計算書（別表）】 (1) 「別表 1 本表 2 及び本表 3 の年数等」 年金の種類に応じ次を記載します。 確定年金又は確定型年金 …… 年金の残存期間 終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※) 特定終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間 有期年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※) 特定有期年金又は特定有期型年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間 ※ 相続等の時（年金の支払開始日）の年齢を別表 2 に当てはめて男女の別により求めた年数 (2) 「別表 4 本表 3 の金額」 「各年の年金支払額」には、各年において実際に支払を受けた年金額を書きます。	(新 設)